調布市ファミリー・サポート・センター

ハンドブック

R8.4改定

＜目次＞

１　ファミリー・サポート・センターとは・・・・・・・・・・・３

２　会員とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３　登録手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

４　登録の期限と退会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

５　会員の心得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

６　援助内容について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

７　謝礼金の基準.・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

８　援助活動の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

９　補償保険制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

＜資料＞

・　援助活動報告書（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・８

・　調布市ファミリー・サポート・センター会則　・・・・・・・９

１．ファミリー・サポート・センターとは

◆　地域社会に子育て支援のネットワークを作ろう　◆

調布市ファミリー・サポート・センターは、子育て支援を目的とした会です。

子育てのお手伝いをお願いしたい方（依頼会員）とお手伝いできる方（協力会員）、またその両方を兼ねる方（両方会員）で構成されている会員組織で、センターのアドバイザーが会員同士を紹介し会員間の相互援助活動の調整を行います。

この会は「地域に子育て支援のネットワークを」を合言葉に、ファミリー・サポート・センターでの活動をきっかけとして、地域の中に子育て支援の輪が広がっていくことを目指しています。また、現在援助を受けている会員が、将来時間に余裕ができた時に援助する側となり、地域で子育てを支え合える環境づくりを目的として活動しています。協力会員は有償ボランティアとして活動していますが、ベビーシッターやヘルパー等の、仕事として提供される子育て支援とは目的や内容が異なります。

２．会員とは

＜会員の種別＞

依頼会員	調布市在住で生後６ヶ月から、小学校６年生までの子どものいる方
協力会員	調布市または近隣自治体に在住（調布市内在勤・在学の方も対象）で、１８歳以上（高校生不可）の心身ともに健康な方
両方会員	依頼会員でありながら、同時に無理なく援助ができる方

＜サブ・リーダー＞

協力会員の代表として８名選出される。

年 10 回程度のサブリーダー連絡調整会議に出席し、情報交換を行う。

また、センターと共に全体交流会・協力会員交流会等の企画・運営を行う。

３．登録手続き

- 会員になるには説明会に参加し、登録手続きを行う。
- 協力会員と両方会員は登録後、講習会※を受講する。
  受講終了後に会員証が発行される。
  ※子育て支援員（地域保育コース）、保育士、幼稚園教諭のいずれかの
  　資格をお持ちの方は、一部の講習を免除できます。

４．登録内容の変更と退会

- 退会するとき（市外転居等）は、センターへ連絡する。
- 登録情報（住所・連絡先・所属先、子どもの体調面等）に変更があった際も必ずセンターまで連絡する。
- 子どもの追加登録は、書類をセンターまで提出する。

5．会員の心得

- <u>子どもの安全を第一とする。</u>
- <u>プライバシーを尊重し、個人情報を遵守する。</u>
- <u>政治活動、宗教活動、物販活動等は信頼関係を損なう恐れがあるため禁止する。</u>

6．援助内容について

＊ 援助活動は市内を基本とする。
＊ 対象となる援助は恒常的・一時的を問わず、軽易で大きな負担を伴わないものとする。
＊ 協力会員と子どもは一対一で援助活動を行う。
＊ 協力会員は、援助活動中に会員証を携帯し、必要に応じて提示する。

＜主な援助活動＞

- 保育園・幼稚園への送迎、その前後の預かり
- 放課後や学童クラブ後の送迎、預かり
- 保護者の外出、就労、病気、出産時等の援助
- 習い事の送迎
- 保護者同伴の預かり

※ 送迎の際には徒歩か公共交通機関を基本とする。子乗せ自転車を使用する際には必ずヘルメットを着用する。小学生を子乗せ自転車に乗せること、小学生の自転車移動を伴う援助は安全面から不可とする。
※ けいれんの既往やアレルギーがある等、配慮が必要な場合は援助の内容が限られることがある。

＜できない援助＞

- 病気中の子どもの預かり（病児・病後児保育施設への送迎）
- 投薬（予防薬の処方がある場合も含む）
- 保護者代わりとしての子どもの通院の付き添い
- 食物アレルギーがある子どもの食事の提供
- 未食の食材を含む食事の提供（依頼会員が用意したものを含む）
- 宿泊を伴う援助
- 家事援助・家庭教師代わりの利用
- 災害時または調布市内で警報が出ている場合
- 学級閉鎖時や出席停止期間中けいれん
- 発作を起こしてから間もない場合の保育（※）
- アナフィラキシーを起こしたことがある場合の保育（※）

※ <u>送迎のみや保護者同伴の保育は可</u>

◎ <u>所属先の緊急連絡先として、協力会員を登録することはできません。</u>

７．謝礼金の基準

<table>
<tr><td rowspan="3">謝礼金</td><td>援　　助　　時　　間</td><td>１時間あたり</td></tr>
<tr><td>平日の午前７時～午後７時まで</td><td>700 円</td></tr>
<tr><td>早朝（午前７時まで）夜間（午後７時以降）
土・日・祝日
年末年始（12 月 29 日～1 月３日）</td><td>900 円</td></tr>
<tr><td>実　費</td><td colspan="2">食事代（300 円～500 円）　おやつ代（100 円～300 円）
交通費（IC 交通カード使用代金ではなく、現金で支払った場合の運賃の額）
※援助のために発生する協力会員の交通費は依頼会員が負担する。</td></tr>
</table>

＜謝礼金算定について＞

＊ 謝礼金は、移動時間も含む援助のための拘束時間に対して支払うものとする。

＊ １時間未満の援助でも最低料金として１時間分の謝礼金が発生する。1 時間以上の援助の場合、端数については 30 分単位で計算する。（30 分までは半額、30 分を超えた場合は 1 時間分）

＊ 兄弟で同じ時間帯に預ける場合は２人目から半額とする。

例：午前７時から１時間の援助の場合

１人目→７００円　　２人目→３５０円　　合計１,０５０円

＊ 謝礼金単価が変更になる時間帯をまたぐ場合の謝礼は夜間単価（900 円）とする。

例：午前６時半から午前７時半の援助→９００円

午後６時半から午後７時半の援助→９００円

＊ １日のうちで送りと迎え等、２回に分けて援助が行われる場合は、それぞれを１件として、別々に謝礼金の計算をする。

＊ 食事代については、子どもによって食事量等が異なるため、基準にはこだわらず実状に合うよう話し合いで決める。（長期間継続しての援助では、年度毎に設定金額を見直すこと）

＜キャンセル料について＞

・ 前日までの取消し・・・無料

・ 当日の取消し・・・・・依頼した時間分の半額（援助開始前の連絡）

依頼した時間分の全額（援助開始後の連絡）

・ 無断取消し・・・・・・依頼した時間分の全額

（ただし、キャンセル料の上限は 3,000 円とする）

※ キャンセル料が発生した場合の精算について

定期援助の場合　　：　他の精算時にまとめて精算する。

不定期単発の場合　：　依頼会員より協力会員に連絡し、日時を相談のうえ当月内に精算する。

※ 精算時、協力会員は活動報告書に「事前キャンセル」または「当日キャンセル」等と記入する。

※ 兄弟の援助の場合は、それぞれの子どもについてキャンセル料が発生する。

※ 天候などによるキャンセルに対してもキャンセル料が発生するため、事前に会員同士でよく連絡を取り合うこと。

８．援助活動の流れ

＜依頼会員＞

① 登録後、援助活動が必要になったらセンターまで連絡。

② アドバイザーが必要な依頼内容を聞き取りし、協力会員を探す。

③ 協力会員が見つかり、カップリング希望の場合はアドバイザーを介し日程調整を行う。

＜協力会員＞

① 登録後、講習会を受講。（全講座修了後より援助活動が可能となる）

② アドバイザーより援助の相談があったら、検討して援助の可否の返答をする。

③ 依頼会員よりカップリング希望があった際に、アドバイザーを介し日程調整を行う。

＜ ④　カップリング（事前打ち合わせ）＞

依頼会員と子ども、協力会員の顔合わせ（原則としてアドバイザーが立ち会う）

目的：会員同士の紹介・援助内容の確認・食事や援助方法など細かい打ち合わせを行う。
子どもに協力会員や援助場所に慣れてもらう。

時間：１時間程度（センター開館時間内）

場所：協力会員宅保育の場合は協力会員宅で、それ以外の内容の場合は依頼会員宅

料金：１時間分の謝礼金（子どもの人数に関係なく）
※カップリング不成立でも返金なし。
※カップリングの際に交通費が発生した場合は、協力会員へその分を支払う。

カップリング成立後

ファミリー・サポート・センター

依頼会員

②

① 会員同士で連絡を取り合い、直接依頼日時について相談。

② 依頼会員よりセンターに依頼日時決定の連絡。

③ 援助活動。

④ 謝礼金の精算。（現金又はコード決済）

※ 必ず会員同士が顔を合わせて精算・報告書へのサインを行う。

⑤ 協力会員は、センターに活動報告書を提出。

協力会員

⑤

援助活動　①　③　④

＜代替え援助＞

カップリングしている協力会員に援助が出来ない日が生じた場合、他の協力会員に代わりに援助をしてもらう制度。下記に該当の方に限り利用可能。

① 既にカップリングしている依頼会員。

② センターが仲介して、代替え援助可能な協力会員が見つかった場合。

③ 援助当日までに対象の子どもと会員同士が顔合わせをすることが可能な場合。

９．補償保険制度

会員は事故に備え、ファミリー・サポート・センター補償保険に加入します。

保険料は調布市ファミリー・サポート・センターが負担します。

万が一、事故が発生した場合には、必ずセンターにご連絡下さい。

※依頼連絡のない援助に対しては、保険適用外になる場合があります。依頼日時が決まったら必ずセンターにご連絡下さい。

（ア）賠償責任保険

協力会員が援助活動中、会員相互や第三者の身体または財物に損害を与え、法律上賠償責任が生じた時に補償するもの。

<保険金の支払い限度額>

事　　由 （主な内容）	支払い限度額(補償額) １事故につき
身体・財物賠償	2億円
受託物・借用物補償	1,000万円
事故対応費用	1,000万円

（イ）傷害保険

協力会員が援助活動中、また援助のために移動中（通常経路）において傷害を被った時に補償するもの。（天災による傷害事故・熱中症等も補償）

事　由	補　償　額	備　考
死　亡	７００万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により７００万～２８万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入　院	4,500円/1日	事故日より180日を限度
通　院	2,000円/1日	事故日より180日以内で90日を限度

（ウ）子供傷害保険

依頼会員の子どもが援助を受けている間に傷害を被った場合、協力会員の過失の有無に関わらず補償するもの。（天災による傷害事故・熱中症等も補償）

事　由	補　償　額	備　考
死　亡	５00万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により500万～20万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入　院	3,000円/1日	事故日より180日を限度
通　院	2,000円/1日	事故日より180日以内で90日を限度

※　領収書の代わりとなりますので、大切に保管して下さい（再発行不可）。

記入例

調布市ファミリー・サポート・センター

援助活動報告書

（ファミリー・サポート・センター控）

ＴＥＬ　042-481-7730
ＦＡＸ　042-481-7787

月／日	援助対象児・時間・内容	子どもの様子	謝礼金等
４／19（水）	名前　桃子ちゃん　（４歳） 時間　17：45 ～ 20：00 内容　送・(迎)・(保育)	保育園からの帰りは、しっかりと手をつないで帰りました。 夕食は、うどんとりんごでした。 食後はお絵かきをして過ごしました。	謝礼　2,050 円 実費　300 円 （内訳：交通費・(食費)・その他） 小計　2,350 円
／（　）	名前　（　歳） 時間　：　～　： 内容　送・迎・保育		謝礼　円 実費　円 （内訳：交通費・食費・その他） 小計　円
／（　）	名前　（　歳） 時間　：　～　： 内容　送・迎・保育		謝礼　円 実費　円 （内訳：交通費・食費・その他） 小計　円
／（　）	名前　（　歳） 時間　：　～　： 内容　送・迎・保育		謝礼　円 実費　円 （内訳：交通費・食費・その他） 小計　円
／（　）	名前　（　歳） 時間　：　～　： 内容　送・迎・保育		謝礼　円 実費　円 （内訳：交通費・食費・その他） 小計　円
／（　）	名前　（　歳） 時間　：　～　： 内容　送・迎・保育		謝礼　円 実費　円 （内訳：交通費・食費・その他） 小計　円

謝礼金等合計　2,350　円（現金・(コード決済)）

上記について確認し、精算を終了しましたので、報告します。　2023 年 4 月 19 日

協力会員　会員番号　200098　氏名　富亜　美里

依頼会員　会員番号　100001　氏名　調布　花子

翌月５日までにセンターまで提出して下さい。（ＦＡＸ・メール添付可）

調布市ファミリー・サポート・センター会則

平成13年7月1日

改正　平成20年10月1日
平成24年4月1日
令和　8年4月1日

（名称）

第１　本会は、調布市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という）という。

（事務所）

第２　センターは、事務所を東京都調布市国領町３丁目１番地３８　子ども家庭支援センターすこやか内に置く。

（センターの目的）

第３　センターは、地域において育児の援助を行いたい者（以下「協力会員」という）と、育児の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という）を組織化し、相互援助活動を行うことにより、地域の子育て機能を強化するための環境づくりを目的とする。

（センターの業務）

第４　センターは、次の業務を行う。

（１）会員の募集、登録その他会員組織業務

（２）相互援助活動の調整

（３）協力会員に対して相互援助に必要な知識を付与するために行う講習会等の企画・実施

（４）会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会開催業務

（５）アドバイザーとサブ・リーダーが定期的に情報交換を行う連絡調整会議の開催及び関係機関との連絡調整業務

（６）定期的な広報誌の発行

２　センターに代表者一名を置く。

（会員）

第５　会員は、センターの趣旨を理解し、援助を行いたい者（以下「協力会員」という）、援助を受けたい者（以下「依頼会員」という）及び両方を兼ねる者（以下「両方会員」という）でセンターの承認を得たものとする。

２　会員は、センターへ連絡なしに会員同士で活動を行ってはならない。

３　会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしてはならない。

（入会）

第６　会員として入会しようとする者は、所定の申込書を提出し、センターの承認を受けなければならない。

２　会員は、入会に際して、センターの実施する説明会及び講習会を受講しなければならない。

３　センターは、前項の承認を受けた協力会員と両方会員に対し、会員証を発行する。

４　依頼会員の有効期間は、登録等された日から当該依頼会員の子どもが１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までとする。

５　継続を希望する会員は、センターの指定する更新手続きをしなければならない。

（退会）
第７　会員が退会しようとする時は、退会届をセンターに届けなければならない。
２　　当該登録に係る継続の意思確認において、会員から登録の継続を希望しない旨の申出があったとき、又は相当の期間を経ても登録の意思が確認することができないときは、会員登録を抹消するものとする。
３　　会員は、退会に際して、第６により発行された会員証を返還するものとする。
（保険）
第８　会員は、センターを保険契約者とするファミリー・サポート・センター補償保険に一括加入するものとする。
２　　保険料は、センターが負担するものとする。
（アドバイザー）
第９　センターにアドバイザーを置く。
２　　アドバイザーは、次の業務を行う。
（１）センターの業務内容の周知、啓発
（２）会員の募集、登録
（３）会員の統括
（４）サブ・リーダーの選任
（５）サブ・リーダーの育成指導
（６）会員の相互援助の調整
（７）会員に対する講習会の実施、交流会の開催に関わる業務
（８）他のセンターとの連絡調整
（９）会員間のトラブルへの助言
（１０）その他、センターの運営に必要な事務
３　　アドバイザーは、複数の会員でグループを作り、その世話役としてサブ・リーダーを選任することができる。
（相互援助活動の内容）
第１０　会員が行う相互援助活動は、次のものとする。
（１）保育園・幼稚園等の開始前又は終了後に子どもを預かる。
（２）保育園・幼稚園等までの送迎を行う。
（３）学童クラブの終了後、子どもを預かる。
（４）学校の登校前又は放課後、子どもを預かる。
（５）保育園・幼稚園・学校の休みの日に子どもを預かる。（学級閉鎖の場合を除く）
（６）その他会員の地域における子育て支援のために必要な援助
２　　相互援助活動は、原則として軽易で補助的なものとする。
（相互援助活動の実施方法）
第１１　会員は、援助を必要とする場合には、センターに援助依頼の申し込みをするものとする。
２　　協力会員は、原則として同時に複数の依頼会員の援助をしないものとする。
３　　依頼会員からの援助の申し込みを受けたアドバイザーは援助の内容、日時等を記録し、申し込み内容にふさわしいと認められる協力会員に連絡する。
４　　依頼会員と協力会員の最初の事前打ち合わせ（以下「カップリング」という。）は、アドバイザーが同席し、調整を行う。
５　　依頼会員は、カップリングが成立した協力会員と、援助を開始する前に十分な打合せを行い、援

助の実施を相互で決定する。

６　前項により援助の決定をした場合は、依頼会員はセンターにその旨を連絡する。

７　依頼会員は、第４項による依頼した内容以外の援助を求めてはならない。

８　協力会員は、援助実施後、活動報告書を記入し、依頼会員の確認印を受けなければならない。（３枚作成。翌月５日までにセンターに提出するものとする）

（相互援助）

第１２　依頼会員は、協力会員に対し、援助終了後、別表に定められた基準に従って報酬を支払うものとする。

２　カップリングにおいては、依頼会員は、協力会員に対し、別表に定められた１時間分の報酬を支払うものとする。

３　前項について、援助の実施が成立しなかった場合も、報酬の返金は行わない。

（補則）

第１３　この会則に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

１　この会則は、平成１３年７月１日から施行する。

附則

１　この会則は、平成２０年１０月１日から施行する。

附則

１　この会則は、平成２４年４月１日から施行する。

附則

１　この会則は、令和８年４月１日から施行する。

別表

〔謝礼金の基準〕

１　謝礼金の基準は次のとおりとする。

平日　（月～金）	午前７時から 午後７時まで	１時間当たり 700 円
	上記以外の時間帯	１時間当たり 900 円
土・日・祝祭日 年末年始 (12/29～ 1/3)	終　　　日	１時間当たり 900 円

２　最初の１時間まで、またはそれに満たない場合でも１時間とみなすものとする。

３　時間を延長したときは、30 分以下は上記の半額とし、30 分を超え１時間までは１時間とみなす。

４　取り消し料については、次のとおりとする。

・　前日までの取り消し・・・・・・無料

・　当日取り消し・・・・・・・・・・依頼した時間の謝礼の半額

・　無断取り消し・・・・・・・・・・依頼した時間の謝礼の全額

５　依頼会員は、子どもの送迎等で協力会員がバス、電車等の交通機関及びタクシー等を利用した場合は、交通費の実費を負担するものとする。

メモ

調布市ファミリー・サポート・センター

開館時間　９：００～１７：００（毎月第３土曜日とその翌日は休館日）

ＴＥＬ　０４２－４８１－７７３０

ＦＡＸ　０４２－４８１－７７８７

メール　famisapo@jigyodan-chofu.com

↓メール

事故・緊急連絡（平日１７：００～２２：００）

ＴＥＬ　０４２－４８１－７７３５

休館日 緊急連絡先

ＴＥＬ　０８０－１０２２－６９４７

↓ホームページ

社会福祉法人　調布市社会福祉事業団

調布市子ども家庭支援センターすこやか

ＴＥＬ：　０４２－４８１－７７３３